

総合評価落札方式による入札制度の改正 概要（令和8年4月1日施行）

- 鈴鹿市総合評価落札方式試行要領の改正
- 総合評価算定基準、鈴鹿市総合評価落札方式試行要領の運用基準を廃止し、新たに鈴鹿市総合評価落札方式ガイドラインを策定

① 総合評価落札方式の概要

- ・総合評価落札方式とは、品確法に基づき、価格に加え、技術提案、施工実績や工事成績等の価格以外の要素も総合的に評価して、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である（事後審査型一般競争入札）。

【入札時提出物】 入札書、評価項目算定申告書、技術提案書、添付資料等

② 総合評価落札方式の種類と対象

「施工能力評価型」

- 土木一式工事 設計金額（税込） 7千万円以上の工事
- 舗装工事 設計金額（税込） 4千万円以上の工事

「技術提案型」

- 土木一式工事・舗装工事の、原則、設計金額（税込） 1億円以上の工事

③ 落札者決定方法

総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点

総合評価点の最も高い者を落札者とする

- 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- 価格以外の評価点 入札者の技術提案内容や工事の施工能力等から算定した評価点

④ 落札者決定基準

- ・価格点、価格以外の評価点の設定

種類	価格以外の評価点		価格点
	施工能力等	技術提案	
施工能力評価型	55(60) ※1	- ※2	定数300 (実質の点数の範囲)0~75
技術提案型		40~60 ※2	

※1の()書きは市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)を入札参加可能とした場合の評価点。

※2技術提案として建設発生土処分場の項目を追加した場合は1点加算。

- ・価格点の算出方法

【価格点】 = 定数300 × (1 - 入札価格 / 予定価格) (小数点以下切り捨て)

※価格は、税抜き。

- ・価格以外の評価点

別紙、【鈴鹿市総合評価落札方式ガイドライン】参照

⑤ 技術提案の評価方法

- ・入札に参加する企業が、施工能力とともに適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するためと、民間事業者の工夫や技術力を活用することで公共工事の品質をより高めることを期待するために行う。
- ・工事種別、内容に応じて課題・テーマを設定し、発注者が示す提案項目について技術提案を求め評価する。工事内容により、入札参加者へヒアリングを実施することも可能とする。
【提案項目】 工程管理に関する提案、品質管理に関する提案、周辺環境に関する提案、施工上の課題に関する提案、特記事項に関する提案
- ・総合評価落札方式技術審査会を設置し、提案内容を評価・採点する。
【総合評価落札方式技術審査会】構成委員を、工事内容により技術職員の中から、経験、同種工事への精通度を基に請負工事等執行部会長が指名する。
- ・提案された内容について、当該入札工事において採用・不採用の判断を総合評価落札方式技術審査会にて行い、採用された落札者の提案内容は契約時に特記仕様とし施工時の履行を求める。

⑥ 評価項目の担保と不履行の場合における措置

- ・評価項目のうち、自社施工、地元業者施工率、建設発生土処分場については、契約時に入札時の申告内容を特記仕様とし施工時の履行を求める。
- ・契約時に特記仕様とし施工時の履行を求めた評価項目及び運用実績の確認が必要な評価項目（当該入札工事から運用を始めると申告があった建設キャリアアップシステム）について、工事完成検査時に履行確認を行う。
- ・不履行があった場合は当該工事の工事完成認定日の翌日以降の一定期間において、当該受注者に対し、参加する総合評価落札方式による入札の総合評価点を減点する措置を行う。
【減点数】 自社施工、地元業者施工率、建設キャリアアップシステム 5点
技術提案、建設発生土処分場 10点

⑦ その他

- ・標準的な入札期間（公告日から開札日）
施工能力評価型 4週間
技術提案型 5週間 ※通常の事後審査型一般競争入札 3週間
開札後に総合評価点を集計するため、落札者（落札候補者）の決定が開札から数日後となる場合がある。
- ・低入札価格調査制度を適用し、落札候補者（総合評価点の最も高い者）の入札額が入札時に設定された低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札決定を保留し低入札価格調査を実施する。